

## 第4章 土地収用法に基づく不服申立てに関する意見の申出等

平成24年度末までに公害等調整委員会が行った意見の申出等は1,062件であり、その内訳は、土地収用法に基づく国土交通大臣（平成13年1月5日までは建設大臣。以下同じ。）に対する意見の申出が1,052件、森林法に基づく農林水産大臣に対する意見の申出が2件、鉱業に関する掘採制限の決定に対する承認が1件、採石権の設定等の決定に対する承認が7件となっている。このうち、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出について、処分の種類別に見ると、事業認定に関する処分を不服とするものが237件（うち処分庁が都道府県知事であるもの19件、国土交通大臣（土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。）であるもの218件）、収用委員会の裁決を不服とするものが815件となっている。

平成24年度に公害等調整委員会に新たに係属した事案は15件であり、これらに前年度から繰り越された6件を加えた計21件が24年度に係属した。このうち、7件が24年度中に処理され、残りの14件は25年度に繰り越された。なお、24年度に係属した21件は、すべて土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出事案となっている。

### 第1節 平成24年度に係属した意見の申出事案

平成24年度に係属した意見の申出事案の概要は、次のとおりである。

#### 1 愛知県起業、名古屋都市計画下水道事業新川東部流域下水道に関する審査請求

（平成23年（イ）第7号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 愛知県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年1月24日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者兼関係人2人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年2月18日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年5月19日
- (9) 回答日 平成24年6月28日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

#### 2 前橋市起業、前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業に関する審査請求

（平成23年（イ）第15号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 群馬県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成23年3月18日
- (4) 処分の内容 補償裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年4月15日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年12月22日
- (9) 回答日 平成24年4月12日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

### 3 神戸市起業、神戸国際港都建設道路事業 3.3.13号山手幹線に関する審査請求 (平成23年(イ)第16号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年7月26日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年8月29日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成23年12月22日
- (9) 回答日 平成24年4月12日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

### 4 あま市起業、名古屋都市計画道路事業 3.4.804号五条高校線に関する審査請求 (平成24年(イ)第1号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 愛知県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年8月4日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人及び関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年9月7日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年2月2日

### 5 徳島県起業、県道大井南線改良工事及び阿南市道柳ノ久保堤防線工事に関する審査請求 (平成24年(イ)第2号事件)

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 徳島県収用委員会

- (3) 処分のあった日 平成22年3月29日
- (4) 処分の内容 道路法70条1項に規定する損失の補償についての裁決
- (5) 審査請求人 関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成22年4月28日
- (7) 審査請求の内容 補償裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年3月13日
- (9) 回答日 平成24年11月26日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**6 静岡県起業、主要地方道島田吉田線（仮称大井川新橋）地方道路交付金事業に関する審査請求**

（平成24年（イ）第3号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 静岡県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年9月7日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年10月3日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年3月13日

**7 茨城県起業、北茨城都市計画道路事業（3・4・3号平潟港線）に関する審査請求**

（平成24年（イ）第4号事件）

- (1) 根拠法 土地収用法
- (2) 処分庁 茨城県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成23年11月9日
- (4) 処分の内容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審査請求人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年12月12日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年6月29日
- (9) 回答日 平成24年11月26日
- (10) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

**8 西日本高速道路株式会社起業、高速自動車国道東九州自動車道新設工事並びにこれに伴う市道、町道、農業用道路及び農業用水路付替工事事業に関する審査請求**

（平成24年（イ）第5号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 福岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年11月11日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年12月19日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年6月29日
- (9) 回 答 日 平成25年1月22日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 東京都起業、東京都市計画道路事業補助線街路第81号線に関する審査請求  
(平成24年(イ)第6号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年3月29日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年4月23日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年9月28日
- (9) 回 答 日 平成25年3月25日
- (10) 回 答 内 容 本件審査請求には、理由があり、原裁決は取り消されるべきであるとする。

10 大分県起業、別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業3・5・17号富士見通鳥居線に関する審査請求  
(平成24年(イ)第7号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 大分県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成23年12月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年1月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年9月28日

11 中部電力株式会社起業、特別高圧送電線遠江浜松線保全事業に関する審査請求  
(平成24年(イ)第8号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 静岡県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年4月4日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年4月27日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年11月9日

12 井出町起業、町道22号線道路改築工事に関する審査請求  
(平成24年(イ)第9号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 京都府収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年5月21日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年6月6日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年11月9日

13 北品川五丁目第1地区市街地再開発組合起業、北品川五丁目第1地区第一種市街地再  
開発事業に関する審査請求

(平成24年(イ)第10号及び第11号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 東京都収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年3月22日
- (4) 処 分 の 内 容 土地収用法第94条第8項による裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年4月23日
- (7) 審査請求の内容 土地収用法第94条第8項による裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年12月20日

14 群馬県起業、高崎都市計画道路事業3・4・10号高崎駅観音山線に関する審査請求  
(平成24年(イ)第12号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法

- (2) 処 分 庁 群馬県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成24年4月20日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年5月21日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年12月20日

15 神奈川県起業、県道平塚松田改築工事（神奈川県足柄上郡中井町大字比奈窪字大町地内から同町大字比奈窪字向河原地内まで）に関する審査請求

（平成24年（イ）第13号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 関東地方整備局長
- (3) 処分のあった日 平成24年6月5日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年6月29日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成24年12月20日

16 神戸市起業、神戸国際港都建設道路事業3・3・13号山手幹線に関する審査請求

（平成25年（イ）第1号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 兵庫県収用委員会
- (3) 処分のあった日 平成24年6月18日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人、関係人1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年7月5日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年1月31日

17 国土交通大臣起業、一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生協地内から同町大地丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事に関する審査請求

（平成25年（イ）第2号事件）

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 和歌山県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年8月23日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年9月16日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年1月31日

18 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社起業、一般国道298号新設工事(千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間)及びこれに伴う県道付替工事並びに高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事(千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間)並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事に関する審査請求

(平成25年(イ)第3号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 国土交通大臣
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成22年12月16日
- (4) 処 分 の 内 容 事業認定
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者等28人
- (6) 審査請求のあった日 平成23年1月14日
- (7) 審査請求の内容 事業認定の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年2月14日

19 国土交通大臣起業、一般国道8号改築工事(入善黒部バイパス・富山県黒部市古御堂地内から同市金屋地内まで、黒部市中新地内から同市堀切地内まで、黒部市堀切地内及び富山県魚津市仏田地内から同市仏田字角地地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事に関する審査請求

(平成25年(イ)第4号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 富山県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年11月12日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審査請求のあった日 平成24年12月5日
- (7) 審査請求の内容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意見照会の受付日 平成25年3月14日

20 宮城県起業、県道仙台三本木線混内山道路改良工事(混内山道路改良・宮城県大崎市  
三本木字大豆坂地内から同市三本木新町一丁目地内まで)に関する審査請求

(平成25年(イ)第5号事件)

- (1) 根 拠 法 土地収用法
- (2) 処 分 庁 宮城県収用委員会
- (3) 処 分 の あ っ た 日 平成24年5月28日
- (4) 処 分 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決
- (5) 審 査 請 求 人 土地所有者1人
- (6) 審 査 請 求 の あ っ た 日 平成24年6月21日
- (7) 審 査 請 求 の 内 容 権利取得裁決及び明渡裁決の取消し
- (8) 意 見 照 会 の 受 付 日 平成25年3月14日